

基山町告示第28号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月23日

基山町長 松田 一也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

基山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月17日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	3経営体
個人	35経営体
集落営農	3組織

4. 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

比較的耕作条件がよい基盤整備未実施の一団の農地について、集落営農での話し合いや合意を前提に農地中間管理機構が行う農地の大区画化の推進（農業農村整備事業）の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

今後は、土地の利便性を活かし、観光と農業を結びつけた農業振興を図っていく。そのためには単なる規模拡大を目指すだけでなく、多品目少量生産を行う農家の連携を促進し、専業農家はもとより「安定した兼業農家の育成（基本構想記載）」を

重要施策として位置付けていく。具体的には、退職後の円滑な就農への仕組みづくりや、新たな特産品づくりと連動した新たな作物の振興を図り、高付加価値化・六次産業化を推進して農家の所得向上を目指していく。